

裁判官
認印



第 3 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成 19年(ワ)第 1263号
期 日	平成19年10月15日 午前10時30分
場所及び公開の有無	大阪地方裁判所 第19民事部法廷で公開
裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	[Redacted]
出頭した当事者等	原告代理人 須 田 政 勝 被告代理人 中 島 光 孝
指 定 期 日	平成19年11月12日 午後1時10分 口頭弁論

弁 論 の 要 領 等

当事者双方

- 1 新たに主張するものはない。
 - 2 最終準備書面を平成19年11月5日までに提出する。
- 証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 [Redacted]

せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん とう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおり誓います。

氏名 川北奈緒子



本人調書 裁判所書記官

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成19年(ワ)第1263号
期 日 平成19年10月15日午前10時30分
氏 名 川北奈緒子
年 齢 49歳
住 所 [REDACTED]

宣誓その他の状況

裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

被告代理人

乙第10号証を示す

- 1 これは、私が書いた陳述書です。内容に間違いありません。私は、犬の訓練、美容、ホテル預かりなどの仕事をしています。
- 2 原告の代表者である林俊彦氏（以下、「林氏」という。）とは、4、5年前からの知り合いです。最初は、林氏のゴールデンレトリバーの訓練を頼まれました。それ以降は2、3回飲食を共にしたことがあるという知り合いです。
- 3 本件のきっかけは、平成18年11月の終わりか12月の初めに、林氏が「ひろしまドッグパーク」絡みの恐喝未遂で告訴されているという報道があり心配になり、私からお電話いたしました。当時、彼はすべてのブリーダー、ペットショップ、愛護団体を潰すために頑張ると言っていました。その電話の際には、支援者から送られてきたドッグフードや薬品などの物資の保管場所を探すよう依頼され、大阪の不動産屋を紹介しましたが、適当なものが見つからなかったようです。
- 4 次は、林氏の奥さんの加津子氏から私のほうへ電話がありました。団体譲渡という形でもいいから預かってくれと言われました。私は、その団体の意味は犬の頭数の問題で、譲渡ですので譲っていただけだと思います。その際に、団体譲渡とはどういう意味かと聞き直しはしません

でした。最初は、5、6頭という話でしたが、実際に預かる直前に10頭という話になりました。

- 5 12月16日の受取の日は、午後4時半ぐらいいに加津子氏から、今、広島を出発しましたと電話があり、午後10時頃に原告団体の藤井氏が豊中の私の店へ犬を連れてきました。私は犬10頭の犬舎を置くスペースを用意していました。藤井氏から犬と共に渡されたのは、普通のシャンプー1本と薬用のシャンプー1本と輸送用の犬舎がありました。
- 6 藤井氏が豊中へ向かっている道中に、広島に加津子氏から電話があり、あと7頭お願いできないかと言われました。私は、一日も早く里親が見つかってほしい、犬にとって広島での越冬は厳しいと思いましたが、これで「ひろしまドッグパーク」内の犬はすべていなくなるのですかと尋ねたところ、そうだと答えられましたので、受け入れるとお返事いたしました。
- 7 翌日の17日に、私の知人を広島へ派遣し、7頭を連れて帰ってきました。その日にそれとは別に、藤井氏が1頭連れてきました。その犬は里親との相性が悪く戻ってきたので引取りをお願いしたいということで、藤井氏から以後よろしくお願ひいたしますという言葉もありましたので、一時的な預かりだとは思いませんでした。譲渡される際に犬以外には何もいただいていませんが、鑑札は犬の首に付けていました。

甲第11号証を示す

- 8 目録にある18頭が私が受け取った犬たちです。蓄犬番号とは、保健所に蓄犬登録をすると各地方自治体が鑑札を発行し、蓄犬番号が登録されます。ここに蓄犬番号がない犬がいますが、登録されてないため鑑札もありませんでした。現在、仮処分で連れて行かれた4頭のうちの甲11の目録の№3のビーグル犬のぼっちゃんについては鑑札はありましたが、他の3頭については蓄犬番号も鑑札もありませんでした。残りの14頭について、3頭はホストファミリーのところに預けてますが、11頭は里親に引き取られています。ホストファミリーについては所有権を譲渡したわけではないので、鑑札は私の手元にあります。
- 9 最初に受け入れた10頭の健康状態はすべての犬がよくありませんでした。皮膚病に罹患している犬が1頭、耳の病気が2頭、あと栄養不良

状態にあり、食糞と言って糞を食べてしまう犬もいました。すべての犬が下痢をしていました。私は、治療のために医師の診察も受け、注射や飲み薬も処方してもらい、薬用シャンプーも病状に合わせたものを使用しました。ぼっちゃんについては、口の中におかしな手術痕がありましたので病院に行きました。全頭についてマイクロチップを埋め込みました。

10 12月22日、林氏は尾崎氏を使って犬を連れ戻そうとしました。そのとき尾崎氏は林氏に電話をし、すべてばれてしまった、どうしようかと聞いていたので、林氏に頼まれているのだと分かりました。

11 朝日放送の取材が2回目の搬送後にありました。そのころ、林氏について、全国からの寄付金の使途、犬の行方、広島土地所有者である大前氏に対する恐喝についての疑惑報道があり、私も林氏と共に活動しているものというような感じで、なぜ、私のところに「ひろしまドッグバーク」の犬がいるのかと追及されました。譲渡されたとしても私の子ではないし、と言った意味は、贈与されたとは思っていましたが、私が単頭飼育するわけではなく里親を探すという意味からです。

12 仮処分で連れ去られた犬も含めて16頭について里親が決まっています。インターネットを通じて里親募集をしたところ、すぐにアクセスされました。里親に譲渡する際には、ドッグフード、ケージ、リード、首輪、鑑札、マイクロチップのナンバー、病歴等を一緒にお渡ししました。有償で譲渡するつもりもありませんでしたし、実際にもありません。

13 ホストファミリーに一時的に預けた犬については、躰の意味や犬の性格上、一般家庭で馴らす意味がありました。預ける際には、犬だけをお預けし、書類等渡していません。期間も別に決めていませんでした。ホストファミリーから里親として申し受けたというようなこともありません。

甲第11号証を示す

14 仮処分で連れ去られた4頭について、No.3のぼっちゃんは退院できる状況にありながら林氏が引き取らず、クスノキ病院に入院中です。No.15のビーグル犬のツバサは、10月5日に原告アークエンジェルズから失踪したと聞いています。No.16のタッキーは皮膚病が悪化したと、No.17のアルフは原告のスタッフがかわいがっていると聞いています。

- 15 私は、犬は人間と最も仲良く暮らしていける動物だと思っています。とにかく一日も早くあたたかい家に迎え入れてあげたいと、原告は動物愛護団体として、保全などという格子なき牢獄に入れるようなことを、なぜしたのか疑問に思います。この裁判の結果がどうなるかがどちらでもいいので、とにかく一日でも早く犬たちが幸せな家庭に迎え入れられることを切に望んでいます。

原告代理人

- 16 平成18年12月末に「ひろしまドッグぱーク」を急に明け渡すことになった、ということはあなたは聞きましたか。

はい、林氏から、私のところに犬が来る直前に電話で聞きました。

- 17 保全処分になった4頭以外の14頭について、今はどこにいるんですか。

里親のところですよ。

- 18 3頭については、ホストファミリーに預けているということではないんですか。

はい、そこから里親のところに行ったり、ホストファミリーが里親になったりということもあります。

- 19 預けるというのは、返してもらうということが前提だと思うんですが、あなたに返してもらうということだったのか、もうあげてしまってホストファミリーに処分を委ねたのか、どちらですか。

分かりません。

- 20 あなた、無責任じゃないですか。

いいえ、コンタクトは取っています。取りあえず預かってくださいと言ってお渡しします。

- 21 今預けているホストファミリーは3箇所とも別々のところですか。

はい。

- 22 住所はどちらですか。

今は分かりません。

- 23 あとの11頭については、すべて里親のところに行っているんですか。

はい。

- 24 甲第6号証の2は、朝日放送の取材を録画したものですが、映っているのはあなたですね。

はい。

甲第10号証の1の1～甲第10号証の10の3を示す

25 予防接種の証明とプレートと狂犬病ワクチンなどを打ってかかった費用の領収証ですが、これらは犬と一緒に引き渡すんですね。

はい。

被告代理人

甲第10号証の1の2を示す

26 狂犬病の注射をするともらうプレートですね。

はい。

27 原告から譲り受けた18頭についてもらいましたか。

もらっていません。

28 狂犬病の注射は定期的に受けるんですか。

年に1回です。

29 里親やホストファミリーに預ける際に狂犬病の注射を受けた証明は渡していますか。

登録が済んでいる分については渡しますが、体調不良で注射を受けられないときもあります。

30 あなたはその後も犬の状況を把握していますね。

はい。

裁判官

31 あなたの生年月日は昭和33年4月3日ですか。

はい。

32 犬の訓練や美容の仕事を始めたのはいつですか。

平成元年からです。それ以外には、ペットに関する専門学校の講師、愛護団体のジェネラルマネージャーなど、基本的には動物に関わる仕事です。私が活動した愛護団体というのは、私の店に持ち込まれた犬に対してきちんと世話をして里親に出すという小さな活動です。

33 ホストファミリーや里親を探すネットワークというのはどういうものですか。

店を経営していますので、口コミで話をしているだけです。

34 平成18年11月にあなたが原告代表の林氏に連絡を取ったんですね。

はい。

35 その後は、どなたと連絡を取っていましたか。

平成18年12月14日頃に林加津子氏から電話がかかってきました。

36 そのときに団体譲渡という言葉が出たんですか。

はい。

37 あなたが林代表と直接話をしたのは、それ以外にありますか。

12月20日頃、藤井氏が来たあとに林氏が直接犬を取り返しに来ました。

38 あなたが理解していた団体譲渡の意味を教えてください。

団体というのは、たくさんの犬ということで、譲渡というのは所有権を取得する趣旨だと思っていました。

39 有償かどうかについてあなたから尋ねたり、若しくは相手方から話はありませんでしたか。

どちらもありません。原告が広島に行かれたのはレスキュー活動のためで、全国から寄付金もあったし、私もボランティアのつもりでしたので、金品の要求や商談等、一切ありませんでした。

40 あなたは、原告団体に寄付をしたことありますか。

ありません。

41 原告団体が行う動物保護活動にあなたが関わったことはありますか。

今回が初めてですし、これ以外にはありません。

42 あなたが経営しているペットショップは、犬の売買はしていますか。

いいえ、許可も取っていません。

43 あなたが団体譲渡されたと言われている18頭について書面を交わしましたか。

いいえ、林代表は昔からの知人でしたので私は書面を交わすなど考えもしませんでしたし、原告のほうからもそういう話はありませんでした。

甲第11号証を示す

44 あなたが受け入れた犬はNo.1～No.18の18頭ですね。

はい。

45 目録に書いてある犬と添付の写真に写っている犬とに齟齬はありますか。

No.2のべべの写真は10才ぐらいに見えますが、私が知っているべべはもっと若いです。犬種はビーグル犬です。No.4の黒ラブの顔つきが違

うように思います。No.7のニューファンドランドの空の首元から胸元にかけての毛色が違うように思いますし、犬種もMIXだと私は思います。No.13のコーギーのコンちゃんはこんなに大きくなかったように思います。

以 上